

平成26年第6回辰野町議会定例会会議録(12日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 平成26年12月13日 午後3時開議
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	垣内彰
13番	宮下敏夫	14番	篠平良平

5. 会議事項

- 日程第1 議案第2号 辰野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について
- 議案第5号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第3号 辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第4号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第8号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第11号 平成26年度辰野町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第17号 平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第19号 平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)

議案第21号 平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4 請願・陳情についての委員長報告

日程第5 追加提出議案の審議について

議案第28号 平成26年度辰野町一般会計補正予算（第7号）

日程第6 議員提出議案の審議について

発議第1号 稲作農家の経営の安定を求める意見書の提出について

発議第2号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書の提出について

発議第3号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について

発議第4号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について

発議第5号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

発議第6号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

日程第7 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	中 村 良 治	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	建設課長	漆 戸 芳 樹
住民税務課長	向 山 光	保健福祉課長	一ノ瀬 元 広
水道課長	小 野 耕 一	会計管理者	宮 原 修 二
教育次長	百 瀬 辰 夫	辰野病院事務長	赤 羽 博
消防署長	林 国 久	社会福祉協議会事務局長	守 屋 英 彦
保健福祉課福祉専門課長	河 手 潤 子		

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武 井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第10番 船 木 善 司

議席 第11番 中 谷 道 文

## 9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

定足数に達しておりますので、第6回定例会第15日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第2号、辰野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について。議案第5号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第6号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第7号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について。以上、4議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、中谷道文議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷）

それでは委員長報告を申し上げます。平成26年12月定例会委員会条例審査の委員長報告。今、定例会初日、総務産業常任委員会に付託された議案は、議案第2号、辰野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について。議案第5号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第6号、辰野町一般職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例について。議案第7号、辰野町使用条例の一部を改正する条例について。以上、4議案です。その内容につきまして委員長報告をいたします。議案第2号は辰野町一般職、非常勤職員等の任用、勤務条件等に関し見直しや整備を行い条例を制定するものであります。条例の制定の目的は町の業務の一翼を担う臨時職員250名の勤務条件等について改めて、処遇の改善と町民サービスの向上を目指し、条例制定をしたいとするものです。総務省通達指示により27年4月1日より実施したいとするものであります。条例の説明では、目的、勤務条件の制度化と処遇改善のため実施するもので改正の主な点は任用期間、一般職非常勤職員は6箇月が12箇月に。勤務日数、勤務時間は常勤職員と同じで7時間30分（週37時間30分以内）。賃金については6箇月以上は月給制、それ未満は時給制、3月、9月の特別割増賃金はなしと

し、月給、時給に含め計算をする。なお、勤務時間7時間30分で週5日以上常勤のものの給料は月給、7時間30分以内で週4日以下のものについては時給と定めるとする。通勤手当につきましては全職員2キロメートル以上は該当する。有給休暇、所定の決まりにより非常勤職員、臨時職員ともに付与する。年齢制限については現行はなしから65才とする。ただし、職務の特殊性、困難性等を考慮する。保険関係につきましては社会保険一般職の4分の3以上出勤の場合、雇用保険、週20時間以上かつ、1箇月以上の場合は加入できる等の説明を受け、審査を実施しました。委員からは、条例に伴う予算関係はどうなるか。また、臨時職員の正規職員化はできないか。また臨時職員の異動等はあるのか。臨時職員の管理監督はどの課が担当するのか。全体を見る総務課かとの質問がありました。また雇用年齢65才制限となり、応募者の状況はどうか。また休憩時間の取り方、ほか他地区の実施状況はどうなのか等、多くの意見質問が出されました。説明では予算については現在試算中とのことでありました。全員の正規化を極力するという方向については経費的に無理であると。臨時職員の異動は2箇年をめどで実施したいとの答弁にありました。またマンネリ化の防止や正規職員の雰囲気や職場の活気も出るということで臨時職員というのも異動するという方針だとの答弁にありました。所管については総務課が管理監督している。65歳前の人材が十分確保できるのかとの質問に対してはできるとの答弁にありました。なお、研修の義務化、勤務時間が8時間を越える場合60分の休息の義務化等が定められた等の説明を受けました。全員異議なく、採決の結果全員一致し可と決しました。次に、議案第5号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例について。この条例の制定や改正の目的は、人事院勧告に基づき、辰野町議会議員及び特別職の期末手当の支給について0.15%の値上げを平成26年12月1日より実施、27年度より一部修正される部分ありとしたものです。委員からは、人事院の勧告でもあり別段問題なしとし、採決の結果、全員一致し賛成とし可と決しました。次に議案第6号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例について。条例の改正する理由については、人事院勧告を受けて26年度分の辰野町一般職の職員給与月額及び勤勉手当引き上げ、27年度分の辰野町一般職の職員の給与月額の引き下げ、勤勉手当の引き上げ、及び管理職員特別勤務手当の支給基準等を改正するための条例の一部を改正したいとするものです。委員からは、辰野町はラスパイレス指数が97%と他町村より低いと思うが、他町村との比較は、どうか。給与体系の一部見直

しも含まれるとのことですが、労組との調整はどうなっているか等の、質問が出されました。給与については町村により年齢構成が違うので一概に言えない、労組とは既に調整済みとの説明を受け、採決の結果、全員賛成で可と決しました。次に議案第7号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について。提案の理由は辰野駅北側駐車場の有料化にともない、使用料の一部を改正したいとするもので、1日500円を1日300円に改正し、利用度の促進を図りたいとするものです。委員からは現在の利用状況について、また他所と比較しての意見が出されました。説明では1日10台ぐらいの利用。料金的に少し高いかとの質問に対しては少し高いと思われるので改正をしたいという答弁でありました。委員からは利用促進に繋がればよしとし、採決の結果、全員賛成で可と決しました。以上、総務産業常任委員会に付託された条例審査4件の条例審査の結果を報告しましたので、全議員の賛同をいただきますようお願いし、委員長報告と致します。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、辰野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第5号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第6号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告

のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。続いて議案第7号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第3号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第4号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第8号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。以上、3議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、三堀善業議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(三堀)

平成26年12月定例会条例審査、委員長報告を行います。本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました3件について、去る11日、町長、担当課職員の同席の求め説明を受け慎重に審査を行いました。以下、順を追って審査の結果を報告いたします。議案第3号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。本件は「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があり条例を制定したいとするものです。特に、都会における保育園・幼稚園の不足により、入園を待つ待機児童の数が膨れ上がっています。そうした中、小規模保育園等の仕組みを創設するものです。なお、辰野町には保育園6箇所、幼稚園1箇所があり、希望者は全員利用しており、少子化の中でむしろ施設には余裕があると考えられ、特に問題なしとして、全員一致で可といたしました。議案第4号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。本案は、前3号及び特定教育・保育施設(20人以上)の運営に関する基準を定め

るもので、特に問題なしとして全員一致で可と決しました。次に議案第 8 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。産科医療補償制度の見直しと出産育児一時金の金額の見直しによる健康保険法施行令の改正により、条例の一部を改正したいとするものです。条例で定める支給額を 39 万円から 40 万 4,000 円に改める一方で、規則で定める加算額を 3 万円から 1 万 6,000 円に改め、実際に支給する額は 42 万円が変わらないというものです。全員一致で可と決しました。以上、委員長報告といたします。全議員の賛同をいただき、可決くださいますようお願いいたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 3 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は委員長報告のとおり可決されました。議案第 4 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり可決されました。議案第 8 号辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり可決されました。日程第 3、

議案第11号、平成26年度辰野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

○船木（10番）

2点お願いをしたいと思います。まず1点は16ページ、財産管理事務ありますが、1,550万円の減額になっております。これは5ページとも関連するかと思いますけれども、実は6月議会の1号補正で1,550万円を予算化しております。6月の質問では今年度中の終了という話であったかと思っております。今回なぜこれを減額し、27年度まで継続するのかお尋ねをしたいと思います。まずこれが1点。2点目は32ページから34ページにかけてであります、小学校中学校の校務一般備品の購入であります。各小学校中学校のこの予算化、備品の購入費の額を見ますと26年度当初予算をわずかに下まっている程度かというふうに思います。それでどんな備品をどの程度購入するのかお尋ねをいたします。以上です。

○まちづくり政策課長

それでは私の方からはこの財産管理事務の減額補正についてご説明を申し上げます。6月議会にて議員ご指摘のとおり可決いただきました1号補正の中で固定資産台帳整備委託料1,000万円と公共施設総合管理計画作成業務委託料550万円を予算化し、早期の台帳整理、計画策定を目指してきました。その後、事業化を進めるに当たりまして上伊那市町村の担当者レベルの会議の中でも協議を行いまして、現在、町が利用しております基幹系システムの中の財務会計システムの中にある固定資産台帳システム、このシステムを加工することによりまして固定資産台帳整備をすることが可能であることが判明いたしました。また、共同利用のシステムを利用することによりまして単独、町単独での導入より大幅に費用が抑えられるため、この単独システムから共同利用システムに切り替えまして、固定資産台帳整備委託料1,000万円を減額するものであります。なお、減額をいたしますけれども、5ページをちょっとご覧いただきたいと思います。ここに第2表で債務負担行為補正とありますが、この固定資産台帳整備業務委託につきましては26年度だけではちょっと時間的にできないために、この12月から来年度27年度にかけ実施の方をさせていただきたいと思っております。委託料の方は1,000万円が500円まで減額できましたので、限度額は500万円としましてまた、この500万円につきましては平成27年度の支払いとなりますので、27年度に当初予算に予算化をさせていただければと思います。また、公共施設総合管理計画作成業務委託料の不用減額550万円につきましては、



この台帳整備がある程度進まないうちは進行ができないということが分かりましたので来年度、台帳整備のこの進捗状況を待つて進めたいと思っております。こちらにつきましても平成27年度の当初予算に再度計上をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上であります。

○教育次長

それでは32ページの1011西小学校管理事務、同じく1021東小学校管理事務、33ページの1013南小学校管理事務、34ページの1036辰野中学校管理事務の備品購入費の関係につきましてご説明申し上げます。これにつきましては来年度の27年度の生徒並びに児童の机、椅子の購入を前年度の本年度に要求をして購入をしたいというものであります。今まではその年に予算を盛っておりましたけれども、そうすることによって納入が若干遅れていわゆる古い机なり椅子で子どもたちが授業を受けるということで今年度から前倒しで購入をして備えたいということで補正を盛ったものであります。数につきましては各学校で若干異なりますけれども、それぞれ西小学校においては机が40、椅子が90、東小学校におきましては椅子が65、あと教師用の机、椅子等も合わせて予定するものであります。それと南小学校につきましては来年度、情緒障害時学級の関係が人数が増えるということで1クラス多くなる関係がありますので、その分の備品も合わせてここで購入をしていくということでもありますので、若干金額的には多くなってはおりますが、主に机、椅子各15ということでもあります。中学につきましては椅子、机を30ということで来年度のための予算ということでもあります。以上であります。

○船木（10番）

今の答弁で購入備品、それから数量についてはおおよそ理解できました。新年度の入学児童の数が分かってからの納入注文では間に合わないということなんですか。

○教育次長

今まではそういう方向で行っておりましたけれども、やはり新年度、新1年生にあがってくる子どもたちからしてみるとやはり最初から新しいものをということと、あとは常に使っております古いもの、傷んでおりますものを替えるという意味も含めて前年度に前倒しということでもありますので、今回盛ったということでもあります。

○議 長

よろしいですか。

○船木（10番）

はい。

○議長

ほかにございますか。

○堀内（9番）

8ページを確認させてください。歳入の関係でござりますが、02の02総務費国庫補助金が1,532万6,000円載っております。これは社会保障・税番号制度システム整備費補助金という内容ですけれども、これはどのような内容であるかっていうことですね、歳入の関係になると思いますがここに掲げてあります企画事務であるから、公費給付事務に至る4点という支出の内容になると思います。特に企画事務17ページに歳入の関係載っておりますが、これに対して支出の関係はどう当てはまるのか。特に国庫支出金の所に1,359万3,000円載っておりますが、先ほどの金額とちょっと違う状況もあると思いますので、そこらへんをちょっと確認させてください。それと、その下ですね、同じページの所に民生費国庫補助金が載っております。これにつきましては児童福祉補助金ということで保育緊急確保事業補助金ということで約264万9,000円が載っております。この緊急事業ということは何に当たるのか、何の目的なのか。その歳入の所に22ページ歳入がですね、載っておりますが、雇用っていう形ですんでほとんどが職員手当等の内容になるかと思いますが、この状況とですね合わせてこのへんの相当分が34万なんぼしか補正がないという形の状況ありますので、それと合わせた金額がどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは私の方からは8ページの社会保障・税番号制度システム整備費補助金についてご説明申し上げます。この補助金につきましては複数の機関に存在する個人の情報を同じ人、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤整備として現在、社会保障・税番号制度の導入に向け準備が進められているわけでありまして、またこれに伴いまして平成28年の1月から従来の住基カードに変わります個人番号カードの発行に向けて今準備の方が進められております。このシステムの改修に伴う費用について総務省分としまして住基システムについては10分の10、地方税務システムについては3分の2、統合利用番号連携サーバーについては10分の10、厚生労働省分としまして一般分が3分の2、国民年金特別児童手当分については10分の10ということで国から補助はされ

ます。システム改修費の概算の見込み額が今回決定いたしまして、国庫補助金 1,532 万 6,000 円が国から示されてきましたので、今回補正の方をお願いするものであります。一般会計及び特別会計、それぞれで支払っているシステム改修の費用であります上伊那広域連合の負担金の中の情報センターの負担金ですね。情報センターの方のシステムの改修を行っておりますのでこちらの負担金に充当をさせていただきます。当初予算ではこれらは額の方はおよその額を見込んでおりましたが、全て一般財源の方を充当しております。今回の決定によりましてこの補助金の方を充てさせていただくということであり、細かく説明しますと一般会計分につきましては歳出のこの0207の企画事務の中の上伊那広域連合負担金、情報センターの負担金の方に充当いたします。歳出につきましてはその一部が増額になりましたので、321万4,000円の増額補正の方をさせていただいております。後の0320の老人福祉事務と0338の国民健康保険事務、そして0340の公費給付事務の3つの事務費については額の方の歳出の方の変更はございませんので、それぞれ介護保険と国保と後期高齢の特別会計へ繰出金として、町から出しているんですが、それぞれの会計の中ではシステム改修の費用としましてやはり上伊那の広域の情報センターの方に負担金として払っております。当初やはりそれにつきましても一般財源を充て込んでいたものをこの補助金を使いまして繰出金として出しまして、充当をしてくってというような形に変えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

#### ○教育次長

8 ページの児童福祉費補助金の関係であります。保育緊急確保事業補助金であります。これにつきましては子育て支援センターへの運営費の補助金ということであり、これは国庫補助の関係であります。次のページに9 ページであります。県の支出金の関係で同じく04の児童福祉費補助金の中で13の保育緊急確保事業補助金ということで、これらについてもいわゆる保育園の運営事務の関係での補助金となっております。主に先ほど議員言われましたとおり、給与の関係に支払われてるものであります。それでこれらの部分につきましては、先ほど言いました22ページの保育園の運営事務の中での運営費用、並びに主に職員の給与等がその部分であります。金額等につきましては8 ページの先ほど言いました保育緊急確保事業の264万9,000円。その上にあります保育運営日の負担金マイナスの30万3,000円。次の9ページの保育運営費負担金、マイナスの15万1,000円。それと先ほど言いました保育緊急確保事業補助金の264万9,000円、その下

の被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金の10万9,000円、これらを含めて国庫補助金の金額になっています。以上であります。

○議長

よろしいですか。

○堀内（9番）

はい。

○議長

ほかにございますか。

○根橋（3番）

2点お願いしたいと思っておりますけれども、最初は16ページの今もちょっと説明ありましたけれども、委託料、番号制度の導入調査委託ってということなんですが、この番号制度ってというのは国税、所得税だとか、あと年金ですかね、そういった個人に関わる一切のそういった所得関係も補則するような制度なのかどうかちょっとそのへんどういう制度なのか、説明をしていただきたいと思っております。その次、28ページですけれども、土地開発公社の補助金1億円ということなんですけれども、今回これについては議論もありましたが1つはお聞きしたいのは今回、補正ということで1億円の補正ということで非常にかつて例のない補助金の補正になっているわけなんですけれども、この時期になぜこの1億円というものを公社に補助をしなきゃいけないかっていうことが1点。2点目は具体的に債務超過に言うか、バランスシート上ですね、繰越欠損になっているわけなんですけれども、実際にこの1億円というものはどのように運用されるのか、この2点についてお伺いしたいと思っております。

○総務課長

ナンバー制についてご説明させていただきます。国、自治体の行政サービスの効率化を図ることで住民サービスの向上を図るという目的で導入されるナンバー制度につきましてはもうご存知かと思っておりますけれども、2013年平成25年の5月に国会で成立し、自治体からは住民の一人ひとりに与えられる12桁の番号、住民一人ひとりの保有の番号でありますけれども、2015年平成27年の10月から住民の皆さまにお知らせするようになっております。また、28年の1月からカードの交付が開始されるというものでありまして、さまざまな機関が保有する個人の情報、年金だとか税の関係等でありますけれども、それが1本化されるというものであります。今回事務処理として条例の改正、システムの改修等が

必要になってくるわけでありまして、システムの改修等につきましては先ほどまちづくり政策課長がご説明申し上げたように情報センターの関係等のシステムの改修してくるということでもあります。事務事業の関係で個人情報の整備だとか例規の関係がありましてですね、こちらにどのように影響してくるのか関係条例等の整備をする必要がございますので洗い出し等を行いながら条例の一部改正をしていくというものでありまして、条例の改正については新年度の6月議会等をお願いをしていく予定であります。これらの条例関係の調査をするために今回補正をさせていただいたものであります。以上です。

○まちづくり政策課長

それでは私の方からこの土地開発公社の1億円がなぜこの時期かというお話をさせていただきます。土地開発公社の健全化計画の第二次の計画ができたのが今年の3月でありました。本来でしたらその前にこういうこと分かっていたら当初予算で盛って説明をすればよかったんですけど、3月にできたということもありまして3月にはもう当初予算の方ができあがっておりましたので、その時に間に合わなかったというのが現実であります。また、これまでの間、いつのタイミングでもって補正化をさせていただくかということに研究をしてきて、研究と言いますか悩んできたわけなんですけれども、今年をおいて来年からという話もありますけれど、1年でも早くこの健全化に取り組みたいということでもってこのタイミングでもって1億円の補正をさせていただいたわけがあります。また、どのように使うかということなんですけれども、土地開発公社の事業の中の会計の中では補正予算化をさせていただきまして収入は事業外収益の雑収入の運営費補助金で1億円の方を受けまして、支出の方は短期借入金償還ということでその1億円を使いまして10億4,500万円ある短期借入金の方の償還の方に充てさせていただければと思っております。以上であります。

○根橋（3番）

そうしますと、その土地開発公社の関係ですけれど、債務超過状況はバランス上はね解除されてくるというようなことでちょっとお聞きしたところ、債務超過の今の現在の状態だと金利、もし短期の借入金を継続すると金利は高いものにならざるを得ないと。ところが今回そういう形で解消できれば金利は安くなるというような話もありましたが、そのへんの金利差っていうのはどのくらいの内容で融資団とは話がされているんでしょうか。

○まちづくり政策課長

この債務超過の問題につきましては今年の1月の時点で地元の新聞に報道がされました。辰野町も債務超過ということでこれが公になっていったわけですが、その新聞を見た一金融機関が債務超過の団体には融資ができないよということでもって当初申し入れがあったわけでありまして。交渉する中で何とか借り入れの方は行えるんですけど、どうしても昔の金利のままではいけないということで金利の方は0.68から1.2まで約倍ですね、倍の金利上昇の方を提案されてきました。交渉によりまして現在1.12に落ち着いておりますが、このような状況が続くとまた借り入れについて難しいでしょうということ承っております。そういったことありまして、今回こういった取り組みをさせていただいているわけでありまして。以上であります。

○議長

ほかにございますか。

○岩田（5番）

17ページでございますけれども、総務費、01項の0207の企画事務の所なんですけれども、13の委託料の中で移住定住ホームページ政策委託料、この前、伺ったような気もするんですけれども、これは40万5,000円かかるわけなんですけれども、この発注経緯と内容ですね、契約内容、これについて伺いたいと思います。

○産業振興課長

この移住定住のホームページの作成でありますけれども、内容的にはですね、辰野町の紹介から始まりまして空き家バンクの内容、それから定住促進事業の、この間、本議会でこの補助金にも計上させていただきましたようなこういう補助制度についての内容ですとか、また移住者のインタビューみたいな、そんなようなものも入れていく予定をしております。また、できればですね辰野の暮らし、ライフスタイルの提案というような、提案のようなものもしていきたいというふうに考えております。それから、協議会の方にも予算を盛っております、そちらの方でホームページの方を改良していくわけなんですけれども、そちらの方では伊北不動産組合のホームページの方にリンクをしておくというようなものにそれを充てまして、それ以外の町としての内容を今回ここで予算計上させていただきました。これについて内容が決まり次第、入札をかけた上で契約をしていきたいとそんなふうに考えております。

○岩田（5番）

そのホームページからですね、要するに申し込みのね、が行うことができるようなページになっているのか、それと契約内容の中で要するにランニングですよ、その中で修正していかなきゃいけない形の中で1年とか2年とかの契約をしているのでしょうか。

○産業振興課長

ホームページの内容についてはこれから、まだ詰めていく段階ですけれども、ホームページ上で申し込みっていうことではなくてですね、あくまでも物件を掲載します。それを見ていただいた辰野町に来たいという方が実際に現地を見たりしまして、こちらの方に来て契約をしていくと。契約については伊北不動産組合、提携しておりますけれどもそちらの方でしていただくと、そんなような形になります。それからランニングコストについてはやはりホームページ多少はかかっていくと思いますけれども、イニシャルコストについてある程度やれば、そんなにはランニングコストはかかってこないのではなかろうかというふうに考えております。以上です。

○議長

ほかにございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号、平成二十六年度辰野町一般会計補正予算（第六号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。議案第17号平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第17号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり

り決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。議案第19号平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第19号、平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。議案第21号平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第21号、平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第4、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会に付託となりました、陳情第24号、集団的自衛権に反対する意見書の提出を求める陳情。陳情第25号、稲作農家の経営安定に関する陳情。陳情第26号、地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出に関する陳情。陳情第27号、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求める意見書提出についての陳情。以上、4議案を一括議題といたします。総務産業常任委員長、中谷道文議員より審



査結果の報告を求めます。

○総務産業常任委員長（中谷）

それでは平成26年12月定例会、請願・陳情審査委員長報告を申し上げます。去る12月2日総務産業委員会に付託された、陳情第24号、集団的自衛権に反対する意見書の提出を求める陳情。陳情第25号、稲作農家の経営安定に関する陳情。陳情第26号、地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出に関する、陳情。陳情第27号、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求める意見書提出についての陳情。以上、4件が総務産業委員会に付託されました。当4件について、11日委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報告いたします。陳情第24号、集団的自衛権に反対する意見書の提出を求める陳情。陳情者、伊那谷九条の会、代表、角憲和氏より提出された陳情です。陳情趣旨は集団的自衛権の本質は、同盟国に対する武力攻撃が発生したとき、その同盟国とともに自衛隊が海外で戦争することです。集団的自衛権が憲法上許される余地は寸分もありません。閣議決定は即時白紙撤回し、関連法案改定作業も即時中止すべく、関係部署に意見書の提出を求めるものであります。辰野地区代表者2名の傍聴がありました。委員からは賛成意見としては戦争に通じる、また憲法違反である。閣議決定は安倍総理の暴挙としか思えないなど、意見が出されました。ということで意見書提出は賛成という意見でありました。また反対意見としては6月議会において趣旨採択とし、慎重審議を重ねるべく意見書を提出しており、9月議会では不採択としております。またその状況も変化が見られない。今選挙で国民の審判が下される、等意見が多く出されました。採決の結果賛成2、反対4で不採択に決しました。陳情第25号、稲作農家の経営安定に関する陳情。上伊那農政対策委員会、委員長、御子柴茂樹氏より提出された陳情です。陳情の趣旨は、米の民間在庫量は222万トンにも達し、需要量の2倍以上になっています。そのため米価の大幅下落を招き、上伊那だけでも10億円もの減収となり、なお、米価直接支払い制度も半減し、29年をもって廃止となります。上伊那の農業基盤の主軸である稲作経営安定施策の実施や先を見通せる、施策の実施を求めるものであります。内容は1つ、再生産価格の確保のため備蓄米の運用や仕組みの改善で出口対策の強化。2つ目として地域実態に応じ意欲ある多様な担い手が加入し柔軟な対応を求めるもの。3点目、平成30年をもって、米の生産調整を見直すとしているが、主食である米の安定自給に国が責任持って対応すること。4番目、主食用米の、更なる消費拡大と輸出拡大に取り組むこと。以上の4点

を主とした陳情であります。担当課長の説明を受けた後、委員全員趣旨に賛同し全員一致し、採択と決しました。陳情第26号、地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出についての陳情。南信地区森林労連、執行委員長、原浩美氏より提出された陳情であります。陳情趣旨は、山林は国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等多面的な役割を果たしている。が平成27年3月末をもって期限切れとなるため、継続と施策の充実を求める陳情であります。内容として1つ、期限延長と施策面で、多面的機能の発揮に係わる国の責任明記、地域林業の確立と就業機会の増大と定住促進を盛り込むこと。2つ目として林業指導者の育成確保、国の職員による技術支援。3番目として林業従事者の定住対策として、所得補償、雇用改善、を実施した企業へ税制支援や国としての支援措置の構築。4つ目として林業労働者を安定的に確保するため、国の事業の発注方法の改善を求めた陳情です。担当課長の説明を受け、旧川島村が対象になっており町にも貢献している法律との説明を受けました。委員全員一致して採択と決しました。陳情第27号、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求める意見書提出についての陳情。提出者は集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求める会 in 辰野会長、春日幸雄氏。提出の陳情であります。陳情趣旨は、陳情24号は集団的自衛権そのものの撤回を求める陳情に対し、本陳情27号は、行使の閣議決定の撤回を求めるものであります。委員からは、基本的に集団的自衛権行使の閣議決定に反対なので意見書提出に賛成をします。また、反対意見としては合法的であり憲法上認められるとの判断もある。また、意見書を議会として提出している。その後、状況の変化もない。また今選挙の焦点の1つでもあり審判が12月14日に下される等、多くの意見が出されました。採決の結果、賛成2対反対4で不採択と決しました。以上、総務産業常任委員会に付託された4件の陳情結果を報告しましたので、全員の賛同をいただきますようお願いし委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に、討論を行います。陳情第24号、集団的自衛権に反対する意見書の提出を求める陳情。陳情第27号、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求める意見書提出についての陳情。以上、2件について反対者の発言を求めます。

### ○根橋（3番）

陳情第24号、集団的自衛権に反対する意見書の提出を求める陳情、及び陳情第27号、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求める意見書提出についての陳情を採択すべきという立場から討論をします。陳情第24号及び陳情第27号につきましてはただ今の総務産業常任委員長報告はいずれも不採択であります。私はこれには反対で、先ほど申し上げましたように採択すべきとの立場から討論をいたします。先ほどの委員長報告では、不採択の理由につきまして9月議会において趣旨採択をしたとか、の中で慎重審議の重ねるべしとの意見書を提出しているとか、状況変化が見られない、あるいは合法的という意見もあるなどと述べております。この集団的自衛権の行使については、私は6月議会、9月議会において憲法違反であること。それから海外で戦争をする国となることへの国民の不安、国際紛争の解決にあたって軍事力に頼ることへの国際的な不信感の増大などの視点から、同趣旨の陳情は採択すべきとの立場で討論をしてみました。今回、憲法との関係について改めて討論したいと思います。まず、この憲法については、専門家である憲法学者や弁護士の通説を理解することが極めて大切というふうに考えます。通説では、憲法とは「国家の権力を制限して国民の権利や自由を保障するという立憲主義に基づいて定められた基本法」だと言われております。そして、そのもっとも重要な意義は「国家権力を制限して国民の権利や自由を保障する」という点にあり、このことを「立憲主義」というふうに言っております。実は私ごとですけれども、私は憲法を学ぶ以前は、憲法というのは国民が等しく守らなくてはならない基本法だというふうに思っておりました。法律はまさにそのように国民が守らなくてはならない規範でありますけれども、憲法は国民が国家権力に守らせるための基本法だということです。このことへの理解が進んでいないため、条文理解が正反対の結論になってしまうという立場の人が少なくないのではないのでしょうか。憲法第99条ではそのことを具体的に「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定めております。我々議会議員は当然のことながらその他の公務員に含まれております。さて、集案的自衛権行使については戦後歴代の内閣が、集団的自衛権行使は憲法違反であるという憲法解釈を堅持し、国防及び外交政策に携わってまいりました。ところが安倍内閣は、いとも簡単に憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使容認を閣議決定したのです。このことが最も重要なことであり許しがたい点であります。陳情はまずそのことを指摘しているのです。国の防衛政策をめぐってさまざまな意見があるこ

とは当然のことですが、大切なことは立憲主義のルールに基づいて政策決定を行っていかなければならないということです。これが担保されないならば、もはや法治国家とは言えず、独裁国家になってしまいます。東アジアの軍事的緊張、対中国や韓国との領土問題への対応などは重大な国民的関心事です。これらの問題への対処方針についての詳細は省略しますが、内閣は、現憲法に即した政策をとらなくてはならないということです。これが担保されないならばもはや法治国家とは言えず独裁国家になってしまいます。東アジアにおける軍事的緊張、対中国や韓国との領土問題への対応などは重大な国民的関心事ごとではあります。これらの問題の対処方針についての考え方というのはここでは省略いたしますけれども、要は内閣は現憲法に即した政策をとっていかなくてはならないということでもあります。もし仮に、憲法改正が必要だというのであるならば国民的議論と手続きを経て憲法改正がなされた後に対応すればよいことでもあります。その意味で、集団的自衛権行使容認の閣議決定は撤回するということが当然のことであり、ましてや関連する16の法律、2つの協定等を改正するなどということは、暴挙としか言いようがありません。以上から、第24号、第27号の二つの陳情を採択し速やかに意見書を政府に提出することが当議会の使命と考えます。以上です。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○成瀬（2番）

私は今議会に提出されました陳情第24号、集団的自衛権に反対する意見書の提出を求める陳情。陳情第27号、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求める意見書提出についての委員長報告に対して賛成の立場から討論いたします。まず、結論から言いますと、集団的自衛権イコール戦争といった、間違った捉え方があります。あくまで自国防衛であり、国民の命と平和な暮らし、財産を守るために必要なことであり我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容され、あくまで自国防衛に限った措置であると明確にされております。いわば個別的自衛権に匹敵するような自体にのみ発動されるという憲法上の歯止めになっており、外国の防衛それ自体を目的とした集団的自衛権は認めていません。専守防衛を維持し、海外派兵を許されないという原則はまったく変わらない年、かつてのワンマン戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは決してないと断言されております。また、自衛権発動の新三要素①としまして我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密室な関係にある他国に対する武

力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から屈がえされる明確な危険がある場合。②としましてこれを排除し、我が国の存立を全うし国民を守るために他に適当な手段がない時。③必要最小限度の実力を行使する、を閣議決定に厳格に定めております。今回の閣議決定は平和主義という憲法の柱を堅持し、憲法第9条の下で認められている自衛の措置の限界を示しており、あくまで日本が専守防衛に徹するのであります。したがって閣議決定の撤回をする必要はないと考えます。また、9月議会で集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情が提出され辰野町議会では不採択となっております。9月議会で慎重審議され、不採択になったにも関わらず、すぐに12月議会で陳情が提出されるということは、いかがなものかと思えます。したがって集団的自衛権行使の閣議決定の決壊を求める意見書提出についての陳情に対し、反対し委員長報告に賛成といたします。

○議長

他に討論はありませんか。討論を終結します。初めに陳情第24号、集団的自衛権に反対する意見書の提出を求める陳情についてを採決いたします。本陳情に反対の意見がありましたので辰野町議会規則第78条の規定に従い起立による表決にて採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、不採択であります。陳情第24号、集団的自衛権に反対する意見書の提出を求める陳情について、委員長報告に賛成の議員の起立を求めます。

(起立 7名)

○議長

起立多数であります。よって陳情第24号、集団的自衛権に反対する意見書の提出を求める陳情については、不採択と決しました。次に陳情第27号、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求める意見書提出についての陳情についてを採決いたします。本陳情に反対の意見がありました。辰野町議会規則第78条に従い起立による表決にて採決します。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、不採択であります。陳情第27号、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求める意見書提出についての陳情について、委員長報告に賛成の議員の起立を求めます。

(起立 7名)

○議長

起立多数であります。よって陳情第27号、集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求め

る意見書提出についての陳情については、不採択と決しました。続いて陳情第25号、稲作農家の経営安定に関する陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。続いて、陳情第26号、地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出に関する陳情についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。

ただ今より暫時休憩いたします。なお、再開時間は午後3時25分といたします。

休憩開始 15時 12分

再開時間 15時 25分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。次に福祉教育常任委員会に付託となりました陳情第21号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。陳情第22号、安全・安心の医療・介護の現実と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。陳情第23号、介護従事者の処遇改善を求める陳情書。以上、3議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員長、三堀善業議員より審査結果の報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(三堀)

今定例会におきまして、福祉教育常任委員会に付託されました陳情3件の委員会審査結果を報告いたします。陳情第21号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。陳情者、中信地区私学助成推進協議会、会長、犬飼浩一氏。この陳情は例年、同趣旨で提出されてきているもので、近年私学教育の充実に瞠目すべきものがあり、地域住民の評価も高く、更に向上していくことを期待しています。なお、陳情内容につきましては就学支援、あるいは保護者負担を軽減とした個々の補助ではなく私学に対する総合的な振興を目指すものとし、今後更なる教育環境の整備が進み、生徒一人ひとりの資質向上

が望まれることから全員一致で一部採択としました。陳情第22号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。陳情者、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子氏。本陳情は医療スタッフの勤務環境が極めて厳しい状況にあり、医師、看護師不足の悪循環が繰り返されています。特に夜勤の交代勤務による負担が重く、安全・安心の医療介護を望むとし全員一致で採択としました。陳情第23号、介護従事者の処遇改善を求める陳情書。陳情者、長野県医療労働組合連合会、執行委員長、小林吟子氏。本陳情は介護現場で働く介護従事者及び職員の切実な問題で、格差是正は見逃せない喫緊の課題です。処遇改善を早期にと全員一致で採択としました。以上、委員会における審査結果を報告し提案いたしますので、全議員の賛同をいただきますようお願いし委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第21号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は一部採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第22号、安全・安心の医療・介護の現実と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり決しました。次に陳情第23号、介護従事者の処遇改善を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本案

に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり決しました。日程第5、追加提出議案の審議について。議案第28号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成26年度辰野町一般会計補正予算(第7号)を追加提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、建築士及び土地家屋調査士の委託料等の源泉所得税の源泉徴収漏れに関する自主納付、延滞税、不納付加算税の補正予算であります。この補正総額は1,711万5,000円の追加であり、予算総額は89億5,126万8,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、諸収入の増額であります。歳出につきましては、総務費の諸費事務における延滞税および不納付加算税と、所得税、復興特別所得税の増額、予備費の減額であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第28号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第7号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第6、議員提出議案の審議について。初めに、発議第1号、稲作農家の経営安定を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。



○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、稲作農家の経営安定を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。発議第2号、地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第2号、地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書の提出について を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。発議第3号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第3号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。発議第4号私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第4号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第4号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。発議第5号、安全・安心の医療・介護の現実と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第5号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第5号、安全・安心の医療・介護の現実と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。発議第6号介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第6号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第6号、介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。日程第7、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しま

した。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

12月2日に開会いたしました第6回辰野町議会定例会にご提案いたしました追加を含め28議案、全てを原案どおり可決いただき感謝申し上げます。特に今議会は町長就任以来、1年が経過し、公約で掲げた第五次総合計画後期基本計画に地域計画を盛り込むためのよりあい会議の経過や、将来像、道路除雪、人口減少、少子化などなど行政運営について、また宮沢新教育長に対して教育行政方針についてなど、幅広い分野にわたっての一般質問をいただきました。町の将来を思い真剣にご提案をくださった議員各位に心より感謝を申し上げます。平成26年も年末、厳しい新年度予算査定とともに新年を迎えます。引き続き議員各位や町民の皆さまの英知をお借りしながら、職員ともども事業を遂行してまいります。各位におかれましては輝かしい新年を迎えられますようご祈念申し上げます、12月定例会閉会にあたってのご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして12月2日に開会いたしました平成26年第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。15日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

10．閉会の時期

12月13日 午後 4時 27分 閉会

(永年勤続表彰の伝達)

○議 長

ここで事務局より連絡事項がございますので、お聞き取りをお願いいたします。

○議会事務局長

それでは去る10月28日、長野県自治会館で行われました長野県町村議会議長会定期総会において、地方自治の進展に功績ありました篠平良平議長が、県町村議会議長会より表彰を受けましたのでここで副議長より表彰の伝達をしていただきます。副議長、演台の前へお願いします。

(副議長 演題前へ移動)

○議会事務局長

それでは、表彰者のお名前を申し上げます。演台の前へお願いします。篠平良平辰野町議会議長。

(議長 演題前に移動)

○副議長

(議長へ表彰伝達)

○議会事務局長

ここで議会を代表して、宮下副議長からお祝いのご挨拶をお願いします。

○副議長

それではお祝いの言葉を述べたいと思います。篠平議長におかれましては地方自治の進展に大きく貢献された功績が認められこのたびの県町村議長会会長表彰が送られましたことにお慶びを申し上げます。この表彰はご本人にとっても、また辰野町議会にとってもまことにめでたいことでもあります。議長という重責を担い、大変だとは思いますが、健康には十分留意され辰野町と辰野町議会の発展のため今後もいっそうのご活躍をお願いします、祝辞といたします。本当におめでとうございました。

(議長、副議長 席に戻る)

○議長

以上で表彰伝達を終わります。

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番